

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待について

虐待を受けた子どもたち

虐待で家庭から保護された子どもたちは、その後どこで暮らしているのでしょうか。

(先月号の続き)

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、子どもの行動上の問題、特に非行的な問題をなし、またはなす恐れのある児童、および家族環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者のもとから通わせる施設で、必要な指導や自立支援、退所後の援助を行うとされています。

厚生労働省のまとめでは、2011年10月現在、58カ所の児童自立支援施設があり、1548人が在籍していました。学校教育を受けることができ、子どもたちを施設に閉じ込めるための扉もありません。

生活の場として特徴的なのは、

児童自立支援施設の敷地内にある一軒屋に職員である実夫婦とその家族が暮らし、入所してきた子どもたちと一緒に生活できるようになっています。家庭的な環境の中で、一貫性・継続性のある支援を行い、子どもたちが自立を模索できる伝統的な仕組みの「小舎夫婦制」や、「小舎交代制」という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって、実践してきました。また、専門性を有する職員を配置し、「粹のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則を押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

「小舎夫婦制」が占める割合は1983年度には64・9%でしたが、2004年度は39・7%に減少し、「小舎交代制」が増加しています。

2000年3月に国立武蔵野学院という児童自立支援施設がまとめた調査では、児童自立支援施設に入所している子どもの59・7%が虐待を受けた生育層を持っていました。発達障がいなどの子どもたちも増えていますが、非行や問題行動に走る子どもたち、家庭で十分な養育を受けられない子ども一人ひとりの特性やニーズに適した支援を行うことが求められるようになっており、児童自立施設は転換期に差しかかっています。



※来月も、子どもの虐待について紹介します。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。